

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	財政課（薬務衛生課、都市計画課、建築住宅課）
根拠法令等	薬事法の一部を改正する法律（平成18年6月14日公布、平成21年6月1日施行） 所得税法等の一部を改正する法律（平成21年3月31日公布、同年4月1日施行）

【改正の概要】

1 保健福祉関係事務手数料

薬事法の一部改正により、医薬品販売に係る業態が整理統合され、改正法に適応するための経過措置期間が薬事法施行令において設けられたことに伴う、既存業者（既存一般販売業者、既存薬種商販売業者、既存配置販売業者等）に対する医薬品販売業の許可証等の書換え交付、再交付手数料の新設（経過措置期間中の許可証の書換え交付及び再交付手数料はこれまでと同額）

2 土木関係事務手数料

租税特別措置法の一部改正により、優良宅地認定事務及び優良住宅認定事務に関する条項が移行したことに伴う規定整備

施行日 公布の日

【その他参考事項】

○薬事法改正による経過措置等の概要

業態	改正前	改正後	既存業者への経過措置
一般販売業	薬剤師が店舗で販売	【店舗販売業】 薬剤師又は登録販売者が販売	平成24年5月31日まで営業可
卸売一般販売業	薬局や医療機関等の他、知事の許可する者に卸売	【卸売販売業】 薬局や医療機関等の他、厚生労働省の定める者に卸売	知事許可後6年間許可先への販売可
薬種商販売業	知事試験合格者が販売	【店舗販売業】 薬剤師又は登録販売者が販売	平成24年5月31日まで営業可
配置販売業	知識経験者が知事の指定する医薬品を配置販売	薬剤師又は登録販売者が厚生労働省の定める医薬品を配置販売	引き続き営業可

○ 優良宅地認定について

一団の宅地の造成について、宅地としての安全性等の基準を満たし、住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることを都道府県知事が認定する。（過去5年間認定実績なし）

○ 優良住宅認定について

一団の住宅等の建設について、住宅として必要な設備等の基準を満たし、優良な住宅の供給に寄与するものであることを都道府県知事が認定する。（過去5年間認定実績なし）

○ 租税特別措置法による課税の特例

上記の各認定は、宅地の造成又は住宅の建設を行う者に対する所要の土地等の譲渡において、租税特別措置法に定める以下の課税の特例を受けるための要件の一つとなっている。

個人法人の別	通常の税率等	特例措置
個人 (所有期間が5年を超える土地を譲渡した場合)	当該土地譲渡所得金額につき、 15% (第31条第1項)	当該土地譲渡所得金額につき、 200万円以下の部分 10% 200万円を超える部分 15% (第31条の2第1項)
法人	法人税とは別に土地譲渡益に対して5%の追加課税 (第62条の3第1項)	追加課税の免除 (第62条の3第4項)